

議第49号

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を次のように改正する。

別表プール（1人につき）の項中「16歳以上の者」を「一般」に、「3歳以上16歳未満の者」を「学齢に達しない者（3歳以上の者に限る。）、小学校の児童及び中学校の生徒」に改め、同表備考2中「つど」を「都度」に改め、同備考2を同備考5とし、同備考1の次に次のように加える。

- 2 「一般」とは、学齢に達しない者、小学校の児童及び中学校の生徒以外の者をいう。
- 3 「小学校」には、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。
- 4 「中学校」には、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

京都市障害者スポーツセンターのプールの利用料金に係る利用者の区分を変更する必要があるので提案する。